

支援費制度

の仕組み



わからないことがあるときは、
市町村の窓口（※）に
相談してください。
※市役所・区役所・町役場・
村役場・福祉事務所



質問

現在、施設に入っている人はどうすればよいの
でしょうか？

答え

あなたが、平成15年4月に施設に入っている場合は、平成
16年3月までの間に、市町村に支援費の申し込みをしてくだ
さい。

※本人の手続きは赤い線で
書いてあります。

本人

③契約

事業者・施設
(サービスを行うところ)

質問

支援費制度になったら、障害の重い人がサービスを
利用できなくなりませんか？

答え

市町村は、事業者・施設と連絡をとって、障害の重い人も、
あなたの希望するサービスが受けられるよう話し合います。し
たがって、障害の重い人がサービスを利用できなくなることは
ありません。